

おたる国際福祉・観光専修学院 学生懲戒規程

(令和8年2月17日制定)

(目的)

第1条 この規程は、おたる国際福祉・観光専修学院（以下「本学」という。）学則施行細則（以下「学則施行細則」という。）第22条第3項に基づき、学生の懲戒（以下「懲戒」という。）に関する必要な事項を定める。

(懲戒の対象となる行為)

第2条 校長は、本学の学生に、次の各号に掲げる行為のいずれかが認められる場合には、所定の手続を経て、この者を懲戒することができる。

- (1) 定期試験等における不正行為
- (2) 刑法上の処罰の対象となる行為
- (3) 法令および本学の規則等に対する違反その他学生の本分に反する行為

(懲戒の種類・内容)

第3条 懲戒の種類および内容は以下のとおりとする（以下、これらをまとめて「懲戒処分」または「処分」という。）。

- (1) 訓告 嚴重注意を与え、将来の改善と再発防止をはかる。
 - (2) 停学 授業への出席を一定期間（有期または無期）禁止し、反省の機会を与える。停学期間中は、校長または副校長が、定期的に面談・指導を行う。
 - (3) 退学 本学の学生として受け入れることができない者の学籍を剥奪する。
- 2 校長は、処分に相当しない軽微な行為の場合において、反省と再発防止のために必要と認めるときは、当該学生に対し、注意、勧告等を行うことができる。

(懲戒の基本方針)

第4条 懲戒は、懲戒対象行為の態様・性格・社会的影響、当該学生の反省の程度および改善の見込み等を総合的に勘案して、教育的観点から、これを行う。

2 前項の基本方針に基づき、懲戒対象行為ごとの懲戒処分の考え方を別に定める。

(懲戒の手続)

第5条 学務委員会（以下「委員会」という。）は、本学の学生について、懲戒対象行為に該当する疑いのある事実を知り得た場合は、当該事実について調査しなければならない。

2 前項の場合において、委員会が必要と認める場合は、学外の専門家等を構成員とする独立した調査委員会を設置することができる。

3 調査は、非公開とし、当該学生および関係者からの事情聴取および資料提供等に基づいて行う。調査においては、当該学生に弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会は、前項の調査に基づいて、懲戒相当と認める場合は、処分案を作成し、教員会議に付議する。

5 教員会議は、委員会の提案を受けて処分を決定する前に、当該学生に、異議申し立ての機会を与えなければならない。

6 異議申し立ての期間は、1週間とする。当該学生は、この期間内に、処分の内容に対して、文書または口答により、異議申し立てをすることができる。

7 教員会議は、当該学生から異議申し立てがあった場合は、その内容を考慮して、処分を決

定する。

- 8 当該学生が、弁明異議申し立ての機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく、欠席し、または文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の通知)

第6条 校長は、懲戒処分の内容およびその理由を当該学生および当該学生の保護者に通知しなければならない。ただし、社会人および外国人留学生の場合は、当該学生への通知のみとする。

* 処分の学生・保護者の通知を追加しました。

(無期停学の解除)

第7条 停学中の指導・面談を行う校長または副校長は、当該学生の反省の程度および学習意欲等から、無期停学の解除が相当と認める場合は、学務委員会に提案することができる。

(懲戒と退学・休学の関係)

第8条 校長は、学生が、懲戒処分の決定前に、学則施行細則第10条による退学を申し出た場合には、この申出を受理しない。ただし、訓告または停学の決定後に、当該退学の申出が行われた場合は、これを許可することができる。

2 停学中の学生が、休学を申し出た場合は、これを認めない。

3 休学中の学生が、停学処分を受けた場合は、停学期間中は休学を認めない。

(懲戒の公開)

第9条 懲戒処分は、その内容および理由を、決定後から1週間、学内に公示する。当該学生の氏名、所属学科および学生番号は公示しない。ただし、校長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 懲戒処分は、当該学生の記録簿に記載する。ただし、本学が発行する成績証明書等においては、この限りでない。

(事務組織)

第10条 学生の懲戒に関する事務は、本学事務局が所掌する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関する事項は、学務委員会の審議を経て、教員会議が定める。

(附則)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。